

# 釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和6年(2024年)3月14日(木) 15時00分

発表項目	インフルエンザの流行について（警報）		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 ( ) 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しております。</p> <p>この度、令和6年(2024年)第10週(3月4日～3月10日)において、釧路保健所管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、警報報基準である30人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。</p> <p>今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、手洗いやうがいの励行、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなど、インフルエンザ感染予防に努めるようお願いいたします。</p>		
参考 ※発表のポイントやねらい、経緯等	<p>厚生労働省ホームページ</p> <p>令和5年度 今冬のインフルエンザ総合対策について  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html</a>                      インフルエンザ Q&amp;A (令和5年度)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/QA2023.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/QA2023.html</a></p>		
報道(取材)に当たってのお願い	インフルエンザの予防に係る正しい知識の普及や予防啓発のために、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室（北海道釧路保健所） 健康推進課長 宮川 清誇 tel: 0154-65-5823		

# インフルエンザの流行について（警報）

令和6年(2024年)3月14日(木) 15時00分

北海道釧路保健所

(北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室)

電話：0154-65-5823 FAX：0154-65-5352

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第10週(3月4日～3月10日)において、釧路保健所管内の定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数が、警報基準である30人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

## 1 インフルエンザ受診患者数 令和6年(2024年)第10週(3月4日～3月10日)【速報値】

	釧路	全道	全国
定点あたり患者数	43.91人【速報値】	35.01人【速報値】	13.96人
定点受診患者総数	483人【速報値】	7,842人【速報値】	68,883人

※全国の数値は、令和6年(2024年)第9週(2月26日～3月3日)の公表値

## 2 対応

手洗いの励行、適度な湿度(50～60%)の保持、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなどのインフルエンザ感染予防を呼びかけています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

## 3 参考

### (1) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業の一環として、釧路保健所管内のインフルエンザ定点医療機関(施設数11か所)を受診したインフルエンザ患者数を一週間ごとに把握・集計し、あらかじめ定めた注意報や警報の基準値以上となった場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示します。

#### 【注意報・警報の発令基準】

注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人未満となった場合、警報を解除

### (2) 5週における定点あたり報告数(速報値)(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第6週 (2/5～2/11)	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)
釧路	14(1.27)	56(5.09)	127(11.55)	270(24.55)	483(43.91)
全道	3,772(16.76)	4,751(21.12)	5,449(24.22)	6,127(27.35)	7,842(35.01)
全国	118,254(23.99)	101,907(20.65)	82,793(16.77)	68,883(13.96)	—(—)